

野生動物の被害に遭われて いませんか

鳥獣害対策では、「餌をなくす」「ひそみ場をなくす」ことが重要になります。まずは、自宅の庭や、田畑周辺の環境を見直しましょう。

さらなる対策を進めたい方は、町の制度をご利用ください。

○小動物用捕獲器の貸出し

対 ハクビシンやアライグマ等による被害にお困りの方

捕獲対象

鳥獣保護管理法で捕獲を認められた鳥獣のうち、ハクビシン、アライグマ等の有害小動物

貸出期間

原則14日以内（貸出日及び返却日を含む）

費 無料

※捕獲には許可が必要です。詳しくは環境課にお問合せください。

問 環境課 ☎(72) 4438

○農作物被害対策の補助金

農作物の被害対策に使用する資材の購入費用を補助します。（電気柵、ネット類、金網・鉄線類、トタン、その他）

補助金額

【認定農業者】

購入費用の1/2以内（限度額は設置1か所につき50,000円）

【その他の農業者】

購入費用の1/3以内（限度額は設置1か所につき30,000円）

※申請農地が基準より広い場合は、限度額を増額します。

問 産業観光課 ☎内線263

○狩猟免許取得の補助金

有害鳥獣捕獲を目的とした狩猟免許試験の受験にかかる費用を補助します。

補助金額 受験1回につき5,000円

※ただし、費用が5,000円を超えない場合は、その金額が補助額になります。

●各制度の利用には条件・申請手続きがあります。詳しくはお問合せください。

問 産業観光課 ☎内線262

- ・納税証明書
- ・町内での開業を証する書類（開業届出書の写し又は法人登記事項証明書）
- ・株式会社日本政策金融公庫が作成した償還予定表の写し

申請場所

産業観光課みなと推進係（大磯港港湾管理事務所）

大磯町小規模事業者経営改善 資金利子補給制度

町内の小規模事業者の方の経営支援として、大磯町商工会の経営指導を受けることによって、無担保・無保証で利用することができる「小規模事業者経営改善資金」（マル経融資）を利用された人に対し、その利子の一部を補助する制度です。

利用資格

- ・町内で事業活動を営んでいること。
- ・大磯町商工会の推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）を受けていること。
- ・町税を完納していること。

補助金額

支払い利子の2分の1

補助期間

第1回目の償還から2年以内

申請書類

- ・大磯町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書
- ・納税証明書
- ・株式会社日本政策金融公庫が発行する利息支払証明書
- ・株式会社日本政策金融公庫が発行する支払済額明細書

申請場所

産業観光課みなと推進係（大磯港港湾管理事務所）

大磯町中小企業退職金共済制度

町では退職金共済契約を締結した月から5年間を限度として掛金の10%を補助する制度を設けています。

問 産業観光課 ☎(61) 5719



各支援の詳細は
二次元コードから
ご確認ください

お知らせ

～大磯町中小企業金融支援のご案内～

大磯町中小企業金融対策融資制度

町内に事業所を持つ中小企業の方が、事業を運営していくための資金を円滑に調達できるよう、町内金融機関と連携した融資制度を設けています。

利用資格

- ・町内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業所を継続して営んでいるもの
- ・町税を完納しているもの
- ・中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第1号の2及び第3号に定められたものをいい、当該企業の発行株式の総数又は、出資の総額の2分の1を超えた出資が中小企業以外の企業から行われていない事業所

貸付限度額

1,000万円以内（運転資金、設備資金、運転・設備併用資金）

貸付期間・返済方法

- ・運転資金：84か月以内
- ・設備資金、運転・設備併用資金：120か月以内
- ・原則として割賦返済

年利率 1.8%

その他

神奈川県信用保証協会に信用保証を委託

取扱金融機関

- ・中南信用金庫 ☎(61) 7200
- ・横浜銀行大磯支店 ☎(61) 1590

申請場所 上記取扱金融機関

大磯町創業者支援利子補給制度

町内において起業等を行う方が、必要な融資を株式会社日本政策金融公庫から受けたとき、その利子の一部を補助する制度です。

利用資格

- ・市町村税を滞納していないこと。
- ・創業のために必要な融資を株式会社日本政策金融公庫から受けていること。
- ・融資実行日の前後6か月以内に本町内で開業していること。

補助金額・補助期間

補助限度額を10万円とし、第1回目の償還から1年以内

申請書類

- ・大磯町創業者支援利子補給金交付申請書（町ホームページからダウンロード可）